

○ 都市再開発法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）抄

改正案	現行
目次	目次
第一章～第三章の四 略	第一章～第三章の四 略
第四章 雜則（第四十七条～第五十五条） 附則	第四章 雜則（第四十七条～第五十四条） 附則
(大都市等の特例)	(大都市等の特例)
第五十一条 指定都市において、法第百三十七条の規定により、指定都市の長が行う事務は、法及びこの政令の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（法第四十一条第三項（法第五十条の十一第二項（法第一百六条第七項において準用する場合を含む。）及び法第一百六条第六項において準用する場合を含む。）の認可を除く。）のうち、個人施行者、組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業に係る事務及び法第七章の規定による事務とする。	第五十一条 指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の

三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第百三十七条の規定により、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第七章の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。

第五十五条	略	第五十三条	略
-------	---	-------	---

の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第百三十七条の規定により、指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第七章の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。

第五十四条	略	第五十二条	略
-------	---	-------	---